

# 業務指示書（小規模）

## インド国チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年8月21日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年8月26日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾の運営維持管理に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（インド及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(INR1 = 1.626 円 , US\$1 = 98.10 円 , EUR1 = 130.10 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾計画・港湾政策  
ターミナル運営実務  
物流・通関実務

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



- 変更により契約金額が増額になる場合
  - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
    - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
    - (イ)契約交渉
    - (ウ)変更契約書締結による変更承認
  - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
    - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
    - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
  - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
    - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
    - (イ)契約交渉
    - (ウ)変更契約書締結による変更承認
  - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
    - (ア)精算時戻入

**【留意事項】**

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

インド国チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画・港湾政策	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項：ターミナル運営実務	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項：物流・通関実務	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

インド国タミル・ナド州チェンナイ市東端に位置するチェンナイ港は、2009年には6,106万トン（全国第3位）の取扱量を誇るなど、同国の重要な港湾の一つとして位置づけられているだけでなく、成長著しい同都市圏の物流の玄関口として機能している。取扱品目は、コンテナ貨物（2,348万トン【122万TEU】）、石油製品（1,332万トン）、鉄鉱石（803万トン）、石炭（306万トン）などであり、統計上はコンテナ貨物が主となっている。また、近年ではその他貨物（1,256万トン）として分類されている完成自動車の輸出が目立ち、2012年度に於ける輸出台数は272,345台と、2002年度の8,482台から飛躍的な伸びを記録している。

また、チェンナイ市をはじめとするインド南部主要地域での輸出入需要の急速な増加を背景に、同港北方24kmに位置するエンノール港（2001年開港）の取扱量も増加傾向にある。エンノール港の貨物取扱量は2009年には1,070万トン（全国第12位）であり、取扱品目としては石炭（938万トン）が圧倒的であるほか、石油製品（64万トン）、完成自動車（63万トン）の輸出も行われている。石炭については、チェンナイ市街地への粉じんの飛来を防止するため、石炭の取扱をチェンナイ港からエンノール港へ移転させる裁判所の決定が下った影響を受け、今後いっそうエンノール港への石炭取扱の移転が進む見込である。

本邦企業は、自動車産業を中心にタミル・ナド州および近隣州に対して積極的に投資を加速させており、2012年10月までにタミル・ナド州への進出企業は344社に上るなど、2008年1月時点の77社から飛躍的な伸びを見せている。

このような事情から、チェンナイ港・エンノール港では増加する貨物量に対して取扱能力向上に向けた対策が急務となっている。インド国チェンナイ～ベンガルール産業回廊に関する包括的マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）の予備調査によれば、チェンナイ港に陸揚げされたコンテナ貨物（輸入）がベンガルールの目的地へ到着するまでに4日間と9時間が費やされており、そのうち約3日間をチェンナイ港での荷受等業務に要している。こうした結果、日系企業のサプライチェーンについてロジスティクスの効率性の悪影響が見受けられており、日本商工会議所からタミル・ナド州政府に対して両港の機能改善にかかる建議書が提出されている。

JICAとインド商工省は、上掲マスタープランの予備調査において、チェンナイ港・エンノール港の能力改善事業が優先案件として選定されたことを受け、改善事業の具体化に向けた個別調査を実施することを合意した経緯がある。またこうした中、2013年5月にインド国シン首相訪日時に発表された日印共同声明においても、チェンナイ・エンノール及び隣接地域における港湾等のインフラ改善を加速する旨、宣言が行われた。

本調査は上記経緯を踏まえ、チェンナイ港・エンノール港に対する能力改善事業を具体化し、その実施内容をインド側に提案することを目的として、両港の現有施設の運用・利用状況と運営管理の実態につき基礎的な情報を収集把握・分析するものである。

### 2. 調査対象地域及び相手国関係機関

#### (1) 調査対象地域

インド国 チェンナイ港・エンノール港 および周辺地域

## (2) 相手国関係機関

インド海運省 (Ministry of Shipping、以下「MOS」という。)

タミル・ナド州政府

チェンナイ港湾公社 (Chennai Port Trust、以下「CPT」という。)

エンノール港会社 (Ennore Port Limited、以下「EPL」という。)

ほか、「6. 留意事項 (2)」に記載する各港湾利用者

## 3. 業務の目的

チェンナイ港・エンノール港および周辺地域に位置する内陸コンテナヤード (インランド・コンテナ・デポ。以下「ICD」と記載。) など関連物流施設の運営維持管理に係る基礎情報の収集・分析を行うとともに、貨物輸送時間短縮に向けた各種課題について詳細を把握し、その対応の緊急性や優先順位を整理する。

また抽出された課題を基に、①両港の運営管理手法改善、②港湾内地の効率的機能配置、③施設利用者に対する貨物情報・取扱ステータスの周知徹底、④効率的な通関実務等に資する両港の能力改善事業を提案し、JICA の有償資金協力専門家スキームによる実施を前提として課題や事業内容を具体化することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 調査方針」及び「6. 留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 調査方針

現在、両港における港湾物流の遅延要因として以下 (1) ~ (4) の点が指摘されており、調査時・各成果物作成時にはこれらにつき重点的に考察を行うものとする。なお、以下の項目はいずれも検証すべき調査と課題の例として挙げるものであり、これ以外に両港における物流上のボトルネックの分析や、有償資金協力専門家スキーム活用を前提とした能力改善事業の計画立案に有効と思われる調査事項がある場合には、プロポーザルにて提案する。

### (1) 港湾内ゲートでの非効率的な交通管理

大都市港湾共通の課題である都市交通と港湾貨物交通との輻輳による港湾メインゲートでの深刻な渋滞の発生、さらに狭隘な港湾内でのターミナルゲートまでの効率的な交通動線が確立していないことが指摘されている。

港湾メインゲートでの渋滞の一因として、輸入貨物のクリアランス状況 (通関、検疫、料金支払い等) に関する情報不足に起因してトラックドライバーがメインゲートでの認証プロセスに不必要な時間を要していること (これは日本の港湾で経験した現象)、また、ターミナルゲートにおいても、コンテナのサイズ (20 フィート/40 フィート) やターミナルの場所 (二つのうちのどちらか) に関する情報不足に起因して不必要な交通が発生するなど (これも日本の港湾で経験した現象) が想像される。このため、これらのゲートでの渋滞 (行列) の実態を把握するとともに、ドライバーへのインタビュー等を通じてその原因を特定すること。

(2) 港湾内の効率的な機能再配置計画の不在

チェンナイ港のように長い歴史を有する港湾ではその開発の経緯に起因する非効率的な港内機能の再編の必要性が指摘されている。特にチェンナイ港においては、裁判所の決定を受けたエンノール港への石炭ヤードの移転の進捗が芳しくないものの、移転後の石炭ヤード跡地のコンテナターミナルへの転換あるいは ICD (Inland Container Depot)等のオンドックヤードへの転換によって(1)で指摘されている港湾内での効率的な交通動線を確保できる可能性がある。このため、港湾内の機能再配置計画策定による港内交通流の円滑化の可能性を検討すること。

(3) 運送業者に対する貨物情報・取扱ステータスの周知不十分

日本国内での事例では、輸入貨物(特にコンテナ)の情報や手続状況が適切に運送業者に伝達されなかったため、1)税関手続き未了、2)船会社への運賃未納、3)ターミナルへのD/O(搬出許可)未了、4)シャーシサイズの間違い、5)ターミナルの間違い、等の理由によってトラックドライバーが不適切なタイミングで不適切なゲートに並ぶことによりゲート前の行列管理に混乱を招いた例があった。

チェンナイ港・エンノール港でも同様の事情により不必要な行列が発生している可能性があるため、輸入貨物の情報や手続状況のトラックドライバーへの伝達実態を把握し、日本で経験があるような輸入貨物情報のトラックドライバーへの伝達システムの導入による効率的なゲート管理の可能性を検討すること。

(4) 書類手続・通関手続のオンドックヤードICDでの一体的運用の可能性

狭隘な港湾内スペースの制約から輸入貨物の通関業務はチェンナイ港北側の港外道路沿い(SH114号など)に立地するICDで行われている可能性もある。これが輸入貨物の荷主への到着遅延を特に助長している可能性がある。このため、ICDでの通関実態を把握するとともに、上記(2)で提案される移転後の石炭ヤード跡地のICD等のオンドックヤードへの転換によるチェンナイ港での貨物の取扱い迅速化の可能性を検討すること。

このほか、現地調査では、チェンナイ港・エンノール港における輸入貨物における、港湾への陸揚げ時点から港湾メインゲート搬出までに要する時間(港内滞留時間)、さらに港湾メインゲート搬出時から荷主受取までに要する時間(配送時間)を追跡調査すること。この追跡結果をベースラインとして、現在のチェンナイ・エンノール両港における対応策の効果を算定できるように十分注意を払うこと。

## 6. 留意事項

(1) 「南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査」調査チームとの連携

本調査と並行して、「南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査」が実施される予定である。これは、チェンナイ・ベンガルール産業回廊(Chennai Bengaluru Industrial Corridor。以下「CBIC」という。)地域における包括的開発計画を策定し、以て同地域の運輸・電力・水・工業団地セクターのソフト/ハード・インフラ整備上の障壁の解決を図るものである。

本調査実施に当たっては、このマスタープラン調査チームとの連携を密に行い、本調査に必要と認められる範囲内で積極的な情報の交換と協働を行うものとする。

る。また、マスタープラン調査の進捗状況次第では、マスタープラン調査における各種会議・先方との協議に於いて、適宜本調査チームからも報告と発表が求められるものと思われる。

## (2) 港湾利用者の視点に立った課題把握

本調査では、運営当局である CPT・EPL との連携に留まらず、港湾利用者の側とも積極的にヒアリングや意見交換の機会を設け、利用実態の把握に努めるものとする。なお本調査に於ける「港湾利用者」とは以下を想定している。

- ・海運業者（船舶代理店）
- ・港湾荷役業者／ターミナル・オペレーター  
特にチェンナイ港では、現在以下の二業者がターミナル・オペレーターとして運営に従事している。  
Dubai Ports World (DPW)  
PSA International
- ・通関受託業者（海貨業者等を含む）
- ・倉庫業者
- ・陸運業者
- ・荷主たる現地進出本邦企業（JETRO チェンナイ事務所を含む）

## (3) 他ドナー支援の考慮

インドの港湾セクターに対しては複数のドナーが支援を行っていることから、各ドナーの支援を整理した上で、本調査内で検討する対応案等との関係を考察する。

## 7. 業務の内容

以下(1)～(7)に示す事項とする。また、(2)～(6)は現地にて実施する業務として想定している。

なお、「(3) 現地状況調査」に関しては、物流上のボトルネックの分析や、有償資金協力専門家スキーム活用を前提とした能力改善事業の計画立案に有効と思われる調査事項が他にある場合には、プロポーザルにて提案する。

### (1) 国内事前準備

- 1) 関連資料及びインド国政府の政策の把握及び解析を行い、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。また、周辺港の関連計画（ツチコリン港、ヴィシャカパトナム港、コロンボ港などチェンナイ港・エンノール港と競合関係に立つと思われる諸港の開発計画）についても事前に把握する。
- 2) 上記1)を踏まえて、インセプション・レポート（調査の目的、意義、手法及び調査体制、日程、留意事項、各担当者の役割分担など）、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

- 1) インセプション・レポートを相手国関係者等に説明し、調査の協力を依頼す

るとともに、内容につき協議・確認を行う。

- 2) 本調査に関連する上位計画（地域開発計画・港湾開発計画）の最新状況や、当該計画と本調査方針の整合性を確認する。

(3) 現地状況調査（調査項目は案）

- 1) 両港および関連物流施設の貨物取扱能力に係る以下の指標について把握する。

(ア)係留施設の占有時間、荷役時間、荷捌施設の占有時間、滞船状況（沖待ち時間）

直近数年および将来推計値

(イ)入港船数（トン数別、品目別、輸移出入別、貨客船、旅客船）

過去5年間および将来推計値（可能な範囲で10年、15年、20年）

(ウ)取扱貨物量（トン数別、品目別、輸移出入別、旅客数（出入別））

過去5年間および将来推計値（可能な範囲で10年、15年、20年）

(エ)コンテナ取扱量（サイズ別、品目別、輸移出入別）

過去5年間および将来推計値（可能な範囲で10年、15年、20年）

- 2) 両港および関連物流施設の貨物取扱能力に係る以下の指標について、調査を行う。

(ア)チェンナイ・エンノール両港における調査時点での荷捌取扱所要時間。特に、チェンナイ港での荷受手続・通関手続・書類手続に合計3日間を要しているというJICA調査結果を検証すること。通関手続きがICDで行われている場合にはICDの所要時間。

(イ)メインゲート、各ターミナルゲートそれぞれでの行列の（行列の長さ、待ち時間）の継時変化（24時間の時間変化、曜日毎の変化）。

(ウ)輸入貨物（特にコンテナ）について、ターミナルに陸揚げされてからターミナルゲートから搬出されるまでの所要時間。また、陸揚げされてからメインゲートから搬出されるまでの所要時間。

- 3) 港湾内の土地利用状況・開発経緯に起因する交通管理などの運営上の障害等につき調査を行う。

- 4) 港湾メインゲート、ターミナルゲートでの入出管理手法の実態につき調査を行う。

- 5) 港湾内の各ターミナルまでの通行動線及び動線上の障害等につき調査を行う。

- 6) 港湾メインゲート・ターミナルゲートでの渋滞の主要因について、調査を行う。

この際、運転手へのヒアリングを実施し、利用者の視点から分析を行うこと。参考として日本国内の事例では 1) 税関手続き未了、2) 船社への運賃未納、3) ターミナルへのD/O（搬出許可）未了、4) シャーシサイズの間違い、5) ターミナルの間違い、などを経験している。

- 7) 通関手続の実態・書類手続の実態につき調査を行う。

- 8) その他、港湾運営に影響を与えられると思われる資機材・施設の保守管理体制につき調査を行う。

※なお本現地状況調査については、受注者にて現地傭人（10名～15名）を行い調査補助に充当することを想定している。詳細は「第3 業務実施上の条件」を参照すること。

※※本現地調査に当たって受注者は、調査時の基礎資料として、ヒアリング時に使用した質問票などの一次資料や、サイト状況（行列の様子等）を収めた映像資料や写真資料などを JICA に提出するものとする。

(4) 課題の整理・分析と対処策の検討

(1)～(3)の成果等を基に、港湾運営・管理上の課題を制度・人材・設備等適切な観点から整理し、原因の分析を行う。また、整理された課題と原因に応じた対処策（案）の提案を行う。

(5) 中間報告の実施

現地調査開始後1ヶ月を目途に、「2. 調査対象地域及び相手国関係機関」に定める各機関に対し進捗状況の報告を行う。

調査期間が短いため、報告に際し中間報告書を準備する必要は必ずしもないが、どのような資料を準備して説明するのか予め JICA 南アジア部ならびにインド事務所と協議すること。

(6) 最終報告書の作成および最終報告の実施

(1)～(5)の結果を踏まえ、本調査全体の成果を最終報告書に取りまとめ、インド側関係機関に説明を行う。また最終報告書は、本調査を踏まえて具体化された能力改善事業の TOR 案・その他事業実施に必要な資料を含むものとする。

## 8. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、(3)最終報告書とする。

各報告書の現地関係機関への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後7日以内

部 数：和文3部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業行程、要員計画、等

提出時期：契約開始後半月以内

部 数：和文5部、英文10部（簡易製本）

(3) 最終報告書

記載事項：調査全体の成果（要約含む）、

有償資金協力専門家の活用を前提とした能力改善事業の TOR 案、  
その他事業実施に必要な資料を含む。



提出時期：2013年12月中旬を目処

但し、発注者の指示に則り適宜ドラフト版を提出すること。

部 数：和文（製本版）5部及びCD-R3枚

英文（製本版）10部及びCD-R3枚

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2013年9月下旬より業務を開始し、2013年10月上旬より現地調査を行う。その後、2013年12月中旬までに最終成果品を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（プロポーザル提案事項）

##### (1) 業務量の目安：約 8.0M/M

なお、現地にて十分な検討を行うため、上記のうち現地調査は4.5M/M程度を想定している。

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）と各要員に期待される成果を以下に示す。

なお、業務趣旨及び業務工程を考慮のうえ、より適切な調査内容・要員構成がある場合、プロポーザルにて提案を行う。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

##### 1) 総括／港湾計画・港湾政策（2号、評価対象者）

調査団を総括し、成果品の全般的な品質管理に責任を負う。

また両港湾の包括的な利用状況・施設管理実態・機能再配置施策に係る事項につき、調査による課題把握を行い、運営能力改善に向けた計画案の提案を行う。

##### 2) ターミナル運営実務

両港湾内に配置されている各ターミナルの運営実態・入出管理に係る課題把握を行い、運営能力改善及び港内交通動線の改善に向けた処方箋の提案を行う。

##### 3) 貨物情報提供システム

ITを活用した貨物情報提供システムの両港への導入可能性を念頭に、貨物の取扱ステータスの港湾利用者への周知状況調査による課題把握を行い、利用環境改善に向けた処方箋の提案を行う。

##### 4) 物流・通関実務

チェンナイ・エンノール両港での通関手続、また荷物の陸揚げからチェンナイ・ベンガルール市街地等南部主要都市への物流過程に係る事項につき、調査による課題把握を行い、運営能力改善に向けた計画案の提案を行う。

#### 3. 現地傭人

「第2 調査の目的・内容に関する事項」中、「7. 業務の内容」「(3) 現地状況調査」に記載する事項の実施に当たっては、現地傭人を通じた調査補助（合計10名～15名程度。以下、本調査のため現地にて雇用され、調査補助を行う人員を「調査補助員」と呼ぶ。）を想定している。

プロポーザルにおいては、調査項目に係る提案と併せて、本調査補助員の活用計画を提案すること。この際、全調査項目に渡って調査補助員を活用する必要性は存在しない。また調査補助員の一部に通訳(日/現地語、英/現地語など、2～3名程度)を備上することを可とする。

一案として、調査補助員の活用が可能と思われる具体的な作業項目を、以下(1)～(9)に示す。

(調査補助員活用と調査事項の例)

港湾内の交通動線の調査に関する作業

- (1) メイン・ゲートの管理運営実態の調査に関する作業
  - ① ヒアリング  
待ち時間、一日のピーク時間、その原因等
  - ② 観測  
時間当たり処理台数（台数／時）など
  - ③ ドライバー・インタビュー  
待ち時間、貨物（特にコンテナ）情報の有無及び情報の内容等
- (2) PSA ターミナル・ゲートの管理運営実態の調査に関する作業
  - ① ヒアリング  
待ち時間、一日のピーク時間、その原因等
  - ② 観測  
時間当たり処理台数（台数／時）など
  - ③ ドライバー・インタビュー  
待ち時間、貨物（特にコンテナ）情報の有無及び情報の内容等
- (3) DPW ターミナル・ゲートの管理運営実態の調査に関する作業
  - ① ヒアリング  
待ち時間、一日のピーク時間、その原因等
  - ② 観測  
時間当たり処理台数（台数／時）など
  - ③ ドライバー・インタビュー  
待ち時間、貨物（特にコンテナ）情報の有無及び情報の内容等
- (4) 港内交通動線の実態把握に関する作業
  - ① ヒアリング  
コンテナ車両の通常の通行ルート、ボトルネック・ポイント
  - ② 観測  
交通量（台数／時）など

港湾外での ICD との交通動線の調査に関する作業

- (5) ヒアリング  
ターミナルから ICD までの代表的通行ルート、所要時間等
- (6) 観測  
入出庫車両台数（台数／時）など
- (7) ドライバー・インタビュー  
通行ルート、貨物（特にコンテナ）情報の有無及び情報の内容等

ICD 内での通関手続きの調査に関する作業

- (8) ヒアリング  
通関手続き場所、ICD 内でのバンニング・デバンニングの有無、ICD 内でのコンテナ平均滞留時間、一日のピーク時間等
- (9) 観測  
コンテナ（貨物）の入出庫を追跡（トレース）して滞留時間を観測する等

#### 4. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから相手国から特別な便宜供与は想定していないが、各港への立入権限の付与や、各港にて把握している統計データの提供については、各関係機関から調査団に適宜実施される予定である。

本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、JICA インド事務所に連絡・協議すること。

#### 5. 閲覧資料

- ・ 「インド国チェンナイーベンガルール産業回廊に関する包括的マスタープランの予備調査」報告書
- ・ 上記予備調査に係る各種協議録
- ・ その他、国土交通省等が実施する関連調査報告書

\* 閲覧については、南アジア部南アジア第1課 (TEL: 03-5226-8610) まで連絡すること。

#### 6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。その経費は本見積りに含めること。

#### 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

以上